

研究報告

英語文献レビューによる先進国の
助産師の業務範囲に関する調査

北海道大学医学部保健学科看護学専攻

松原 芽郁 大江 美優 太田 百香

北海道大学大学院保健科学院

秋元 彩花

医療法人社団カワカミウイメンズクリニック

伊藤 由美

北海道大学大学院保健科学研究院

藤田和佳子 佐川 正

抄 録

助産師の業務範囲は、国際助産師連盟が提唱する「基本的助産業務に必須な能力 2010 年」によってコンセンサスが得られているが、日本の助産師の業務範囲は諸外国と比べて制約があるように見受けられる。文献レビューにより、先進国における助産師の業務範囲を調査し、関連する助産師の教育制度、法律や政策の違いを明らかにすることを本研究の目的とする。2010～2014 年の間に発表された英語論文の中から、9 編を抽出した。アメリカにおける助産師の処方権には州により様々な規制があること、イギリスの助産師による会陰縫合の実態とエビデンスに基づいた実践との間にはギャップがあること、EU 加盟国間では助産実践は国により異なること、オーストラリアの助産師による手動回旋は、その実施に意欲的であるにも関わらず普及していないこと、北欧では、国によって計画的な自宅出産に対する政策が異なること、などが判明した。助産師の業務範囲は、妊婦のニーズの変化、各国の医療政策や教育、助産師のこれまで果たしてきた役割、出産文化に影響され、各国間で比較する際には、この点への留意も必要と考える。

キーワード：助産師、業務範囲、コンピテンシー、国際比較

I. 緒 言

現在、助産師の業務範囲は、国際助産師連盟が提唱する「Essential competencies for basic midwifery practice 2010 Revised 2013: 基本的助産業務に必須な能力 2010 年 改訂 2013 年版」¹⁾によって、コンセンサスが得られている。国内においても、日本助産師会の「助産師の声明/コア・コンピテンシー」²⁾や様々なガイドラインが作成され、これを基に助産実践がなされている。

しかし、アメリカ、ニュージーランド、カナダで認められている処方権は日本の助産師に認められておらず、会陰裂傷縫合も行われていない。日本の助産師は諸外国の助産師と比べ、診療における裁量権や医薬品や医療機器の使用制限などの業務範囲の制約があるように見受けられる。加えて、助産業務の具体的な内容を国別に比較検討した国内の先行研究は数少ない³⁻⁶⁾。

そこで、諸外国の文献レビューによって、日本